

受診される患者さまへのお知らせ

初診時保険外併用療養費について

厚生労働省の指導に基づき、当院でも平成27年9月1日より、健康保険法等の規定の従い、他の医療機関等からの紹介状をお持ちにならずに受診された初診患者さまについては、健康保険の初診料とは別に以下の保険外療養費をご負担いただくこととなりました。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

初診時保険外併用療養費 10円(税込)

※病院外来受診に限ります。

保険外療養費とは？

ある一定規模の病院は紹介状をお持ちでない初診の患者さまから、**保険診療の初診料の他に各病院が定めた金額を別途徴収する制度**です。これは、病院と医院・診療所（かかりつけ医）との機能分担を進め、皆さまに「より良質な医療」を効率的に提供するため、厚生労働省により制定されたものです。

ご負担いただく場合

- 医療機関等からの紹介状をお持ちではなく、初診で受診される患者さま
- 当院を受診されたことがあっても、すでにその時の傷病が治癒された後に再び受診される場合
また、同じ病気で継続的に受診がなく、前回来院から期間が空いて医師が医学的に初診と判断した場合
- 今回の受診が今までの診療と同一の病名、同一症状であっても、患者さまが任意に診療を中止して1ヶ月以上経過した後受診される場合
- 当院を受診され、傷病が治癒もしくは終了し、その後、新たに発生した傷病のため受診された場合
(※最終来院日より1ヶ月以内でも、前回受診病名によって初診の取り扱いになる場合があります)

ご負担いただかない場合

- 他の医療機関から紹介状（診療情報提供書）を持参された患者さま
(接骨院・整骨院からの紹介状は対象外)
- 緊急な診療を必要とされる方（救急車で来院された方含む）
- 国・地方自治体の公費負担医療制度を受給されている患者さま
(※「こども医療費助成制度」はご負担が発生いたします)
- 生活保護法による医療扶助対象の患者さま
- 当院で受けた人間ドック・健診（検診）等で再検査をすすめられた患者さま
- 労働災害・公務災害の患者さま